

会津若松ウィンドファーム（仮称）事業環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。
- (2) 環境影響評価書作成段階で事業の内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であるとともに、地域住民の憩いの場として親しまれていることから、事業の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減するよう、環境保全に最大限配慮すること。

2 大気環境について

施設の稼働に伴う低周波音については、健康等への影響を懸念する意見があることから、地域住民への説明等の状況と、それらを踏まえた環境保全措置の検討の経過について、評価書に記載すること。

3 自然環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺にはクマタカをはじめとした猛禽類の営巣が確認されていることから、今後とも営巣状況の把握に努めるとともに、営巣地に影響のある範囲での繁殖期間中の工事については、実施しないなど、適切な措置を講じること。なお、この場合、影響のある範囲及び講じる措置の内容については専門家の意見を踏まえて決定すること。
- (2) 鳥類のバードストライク及びコウモリ類のバットストライクについては、計画のとおり事後調査等の環境保全措置を実施するとともに、その結果を踏まえ、影響の程度や環境保全措置の効果について適時評価を見直し、影響を可能な限り回避・低減するようにし、これらの発生及び対策等については、適時、最新の調査方法及び対策方法等について情報収集を行い、適切な環境保全措置を行うこと。

4 その他

環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を十分に踏まえたものとするとともに、措置を講じる場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。